

# 大治町議会定例会（第3日）

令和8年3月10日

令和8年3月大治町議会定例会会議録（第3号）	
招集年月日	令和8年3月10日
招集の場所	大治町議事堂
開 議	3月10日 午前10時00分 宣告（第3日）
応 招 議 員	1番：池田耕介                      2番：八神太紀                      3番：手嶋いずみ 4番：後藤田麻美子                  6番：鈴木 満                      7番：三輪明広 8番：若山照洋                      9番：松本英隆                      10番：林 健児 11番：吉原経夫                      12番：林 哲秀
不応招議員	な し
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	不応招議員に同じ
地方自治法 第121条 第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長：鈴木康友                      教育長：梶浦寿男 総務部長：安井慎一                  福祉部長：大西英樹 建設部長：三輪恒裕                  教育部長：水野泰博 総務部次長兼税務課長：加藤 謹      福祉部次長兼民生課長：猪飼好昭 建設部雨水対策監兼都市整備課長：済田茂夫 総務課長：吉田美穂                      財政課長：富田伸司 防災危機管理課長：山田繁樹              企画政策課長：水野 学 収納課長：加藤真二                      長寿支援課長：松木田英作 保険医療課長：水野克哉                  保険医療課主幹：鈴木雅之 住民課長：立松 修                      子育て支援課長：古布真弓 多世代交流センター所長兼介護・障害認定審査課長：立松 浩 保健センター所長：森本健嗣                  下水道課長：後藤丈顕 都市整備課主幹：八神幸夫                  産業環境課長：伊藤高雄 学校教育課長：太田悦寛                  社会教育課長兼公民館長：加藤裕一 スポーツ課長兼スポーツセンター館長：佐藤友哉 会計管理者兼会計室長：石塚秀樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代

○議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和8年3月大治町議会定例会議事日程

(第3日)

令和8年3月10日(火) 午前10時開議

1 開議宣告

2 議事日程の報告

日程第1 議案第2号 令和7年度大治町一般会計補正予算(第7号) 《質疑等》

日程第2 議案第3号 令和7年度大治町介護保険特別会計補正予算(第3号)  
《質疑等》

日程第3 議案第4号 令和8年度大治町一般会計予算 《質疑等》

日程第4 議案第5号 令和8年度大治町国民健康保険特別会計予算 《質疑等》

日程第5 議案第6号 令和8年度大治町土地取得特別会計予算 《質疑等》

日程第6 議案第7号 令和8年度大治町介護保険特別会計予算 《質疑等》

日程第7 議案第8号 令和8年度大治町後期高齢者医療特別会計予算 《質疑等》

日程第8 議案第9号 令和8年度大治町下水道事業会計予算 《質疑等》

日程第9 議案第10号 大治町行政手続条例の一部を改正する条例について 《質疑等》

日程第10 議案第11号 大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例  
及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について 《質疑等》

日程第11 議案第12号 大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
《質疑等》

日程第12 議案第13号 大治町税条例の一部を改正する条例について《質疑等》

日程第13 議案第14号 大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について《質疑等》

日程第14 議案第15号 大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について《質疑等》

日程第15 議案第16号 大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について《質疑等》

日程第16 議案第17号 大治町介護保険条例の一部を改正する条例について《質疑等》

日程第17 議案第18号 大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について《質疑等》

日程第18 議案第19号 令和7年度大治町一般会計補正予算（第8号）《質疑等》

日程第19 議案第20号 損害賠償の額を定めることについて《質疑等》

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（若山照洋君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第2号令和7年度大治町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

1番池田議員、どうぞ。

○1番（池田耕介君）

はい、1番池田耕介です。20、21ページ。2款1項5目財産管理費、庁舎管理費につきまして、宿直業務委託料ですかね。当初予算1021万1000円から697万7000円減額になっておりました。警備員2名を1名に削減、縮小したというお話でしたが、令和7年10月から委託だったと記憶しています。半年足らずで人数の変更、もともとどういった想定で2名計上してどうして変更となったのかお伺いをします。

続きましてもう1点。34、35ページ4款1項4目保健センター費、職員人件費につきまして、会計年度任用職員さんの減額の補正が上がっておりますが、保健師さん4名みえるんですかね。当初予算で951万4000円から152万6000円の減額、歯科衛生士さんは1名なのかな、229万円から66万7000円の減額。割合にすると30%ほど減額になっておまして勤務の見込みを下回ったためと説明があったと記憶していますが、健診のような業務が毎年のことなので予測が付きやすいのかなというように考えますが、これだけ多くの減額があると業務が行き渡っていたのか、どういういきさつがあつての減額なのか、理由をお伺いします。

○総務課長（吉田美穂君）

宿直業務委託料についての御質問です。こちらにつきましては当初より2名ではなく1名で契約をしております。内容としましては1名で宿直業務のほうを委託できるというような形で体制を整えまして、1名で契約をしているものとなります。以上です。

○保健センター所長（森本健嗣君）

人件費の減額の理由でございます。議員言われましたとおり各種健診事業で人手がもう本当に何人いても足りないような状況の中、募集は週5日の1日6時間っていうことで保健師等は募集かけたところなんですけども、来ていただいた方の勤務希望日等がそこまで満たなかったっていうのが現状でございます。歯科衛生士1人については週5日1日6時間が月10日程度でした。歯科衛生士についても週5日の1日6時間に対して、

週4日程度であれば来られるというような形で、いずれにしても……

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時03分 休憩

午前10時04分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健センター所長（森本健嗣君）

現状としまして専門職の確保というのは本当に厳しい状況でして、なかなか募集しても確保ができないというのが現状でございます。その中で希望に応じた勤務体制ではなくても来ていただければというようなことで運用しております。議員御心配されております健診については正職等限りある人材ではございますが、その中で精いっぱい努めているところでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（若山照洋君）

他に。

池田議員どうぞ。

○1番（池田耕介君）

お願いします。宿直の体制を整えたってのはちょっとよくわからなくてですね、もう少し具体的に御説明いただければと思います。

○総務課長（吉田美穂君）

こちらにつきましては突発的な対応でもですね1人24時間連絡がとれる体制を警備会社のほうでしていただきまして、補欠要員を準備していただけるような形で整えていただけるというようなこともございました。また、打ち合わせの中で1人体制で問題点となる点を協議いたしまして体制を整えたということになります。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

9番松本議員どうぞ。

○9番（松本英隆君）

9番松本です。ページ数38、39ページ。消防費のところ。この中の災害対策の中の委託料ですね、災害用発電機の保守料またこれマイナスになってます。保守っていうのはやらなくても大丈夫なのか、あとどこの場所のマイナスなのかっていうのを教えてください。あとその下の委託料、MCAの無線局再免許委託料がマイナス。これって防災無線のやつですかね、のところで再免許の委託料をなしにするっていう考えなんですか

ね。再免許取得しなくてもいいのかどうか、どういうものかちょっと内容を教えてください。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

災害用発電機保守委託料の減額についての御質問でございます。災害用の発電機につきましては、町と砂子防災ふれあいセンター、あと多世代交流センターを除く避難所及び保健センター、そこに設置しております据置き型の発電機の保守点検委託料になります。こちらは入札に伴いまして減額になったということでございます。

あともう1点、MCAの無線局再免許申請委託料のマイナス。こちらにつきましては行政書士法の改正によりまして、行政書士や行政書士法人でないものが他の委託を受けて手数料やコンサルタント料を受領して実施することができないということになりまして、町の職員で再免許申請を行ったものでございます。再免許申請自体は行っておりますので無線局自体は使っております。種目としてはMCA移動業務の無線機になります。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

9番松本英隆議員。

○9番（松本英隆君）

済みません。無線局の再申請で役場のほうでってことなんですけど、これってのは普通の誰でも申請して書類さえ通れば、通るものなんですかね。ちょっと教えてください。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

誰でもということはあれなんですけど、町職員、町側がですね無線局側の許可を受けている側の人間が行うものに対してはできるということになっております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

3番手嶋議員どうぞ。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。25ページですけれども、大治町長選挙費が人件費のほうですかね、300万の減額に残が残ったということですのでけれどもこの理由を教えてください。

○総務課長（吉田美穂君）

町長選の人件費についての御質問です。こちらの主な要因としましては、当初予算で開票事務のほう6時間見込んでおりましたが、実際開票事務1時間程度で済んでおります。そこが主な要因となっております。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

2番八神議員どうぞ。

○2番（八神太紀君）

2番八神です。40ページ41ページ。民間プール活用授業支援委託料について質問いたします。これはですね、学校、小学校3校あると思うんですけど3校ともなのかっていうことと、あとなぜ5回が4回になったというふうに説明を聞いたんですけども、なぜ1回減ったのか。もう1点ですね、あとこの減った授業ですねほかは何をして、体育だと思ってしまうんですけども体育をやったのかほかの授業にあてたのか、その3点お聞きします。

○学校教育課長（太田悦寛）

プールの委託料についてでございます。小学校3校とも同じように回数が減ったのかというところについては、3校とも同じようにしております。1回減った理由というところですけども、当初5回で予定しておりましたが各校の年間の行事予定のほうが変わりまして、学級数も確定しました。その中で年間のプールの授業について各校に振り分けをしていったところ行事の兼ね合いとかがありまして、どうしても5回組めない学年だったり出てきてしまいました。そんな中で各学校の全学校の全学年が平等な回数となるように4回ということで学校とも調整いたしまして、今年度につきましては4回で実施ということでさせていただきました。また1回減った分の授業をどうしたというところでございますけども、座学のほうで水難事故防止、川や海の危険性など動画で学んだということで聞いております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

11番吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。何点か質問をさせていただきます。1点目は、国が令和7年度に本来終了すべき事業が8年度に繰り越されてると幾つか御説明いただきましたが、これをもう1回ですね全部御説明いただきたいというのが1点目でございます。

2点目は20ページ21ページ宿直業務委託料ですが、2人から1人に減ったと。これは行財政改革のためにやったのか。やはりですね1人の方が宿直すると何かあったとき、倒れちゃったとかいう場合対応ができない。いわゆるワンオペってやつですが。ですから町も宿日直体制は2人でずっとやってた。業者委託だから1人でいいのかと、安心安全に関して一緒なんだと思いますし、また1人だったら休憩時間をどうするのか。勤務時間全て休憩なしでやるのか。休憩としてその時間は町民が来たら対応しないのか。そこから辺どうなってるのか、そこから辺ですね少し教えていただきたい。

あと38ページ39ページのMCAですが、大治町も許認可事業がございます。そうするとそれですね、それぞれの民間事業者が自分とこでやる分にはいいんですが、誰かに頼む、資格のない方に頼むと違法になる行政書士法で今回のMCAもそうかなと思うんです。ただ、これ国への申請ですかね、でしたら前から行政書士もしくはその事務所の方に

お願いしないといけない。業者がやっちゃいけないことなんですよねと思うんですが。今、初めてこれが明らかになったのかということ、こういう許認可を担当の町職員でも十分できる申請はなぜ今までやらなかった。私もいろいろ民間人になったときにいろいろ行政側に提出する書類自分でつくったことありますが、当然町職員だったらそれだけ能力があるんだからなぜ今までやらなかったか。そこはどうなってるのかと。

あと41ページのプールののですが、5回を4回に減らした。各校各学年平等にするためだというのはわかりますが、当然学習指導要領で水泳の授業やらなきゃいけないと定められてるんでそこら辺ですね、これ教育長に聞いたほうがいいかもしれないんですが、問題はないのか。

というのとちょっとお待ちください。34ページ35ページです。名古屋市上下水道局市外給水関係経費負担金でございますが、水道料金に関しては当然そういう使用者利用者が払う。これは何か説明の中では木曾川関係で何かと言われたんでもう少し説明いただきたいんですが、名古屋市がそういう利用料とは別の財源で払ってるものだと思うんですよ。だから当然大治町なり、あま市なり、北名古屋市なり、清須市に求めている。払うのは名古屋市に払うんだらうけどそこはね負担割合がどうなってるのかですね。以上、お聞きいたします。

○子育て支援課長（古布真弓君）

8年度への繰り越しの事業でございますが、1点ですね、繰越明許費で今回設定させていただいておりますが、物価高対応子育て応援手当事業を実施させていただきます。これにつきましては、令和7年の12月で補正をさせていただきまして、令和8年3月31日生まれまでの方が対象となりますので、8年度にも事業を実施する必要があるため、繰り越しするものでございます。

○総務課長（吉田美穂君）

宿直業務についての御質問です。こちらにつきましては警備員に突発的な障害または疾病が起こった場合、業務を完全に行えないとなったときにつきましては、おおむね1時間をめどに遅滞なく交代要員を派遣していただけるような体制を整えております。また、定期的に業者のほうから宿直業務に当たっていただいている警備員の方に連絡が入って、そこで連絡がとれないとなると交代要員等を派遣していただけるというような契約の内容になっております。また、警備員の休息ですとかそういったものにつきましては業者のほうからあらかじめ計画を策定していただいて、定期的に取りいただくような体制で契約を進めております。以上です。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

MCAの再免許申請の関係でございます。こちらにつきましては行政書士法の改正が令和7年6月13日に公布されまして、令和8年1月1日から施行されたことに伴いまして当該年度中にできないという旨で当課にて対応いたしました。以前からどうだったか

っていうお話でございますが、当然再免許に係るものということで専門的なものが必要だろうということで業者に委託をしておりました。ただ今回できないという旨を受けまして、所管官庁のホームページ見ましてやり方っていうのが結構記載がありましたのでそれを見て実施したという次第であります。以上です。

○教育長（梶浦寿男君）

プールの実技指導について時間数が減っているということについての御質問でございますが、学習指導要領の中では低学年は水遊び、中高学年が水泳という形で位置づけられております。さまざまな事情によってプール実技ができない場合については座学でも学習を賄ってよいということになっておりますので、それに準じた形で今回実施をさせていただきます。以上です。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

水道局の負担金でございます。こちらですね二つ要素がございまして徳山ダムの建設に伴ったこれは終わった工事でございます、こちらの出資金。もう一つが今現在進行している木曾川水系の連絡導水路事業。こちらは徳山ダムの下から木曾川の渇水時に揖斐川から長良川を経由して木曾川までトンネルを経由して水を引っ張ってくるというふうな事業がございまして。今回はこの木曾川水系の連絡導水路の事業のお金がついたということで補正をさせていただいておるんですが、負担割合につきましては有収水量、取り入れられた水のうち理論的に利用可能な水の総量なんですけど、全体の割合と大治町の割合ということで、全体が2億5775万3865立米、大治町が318万1007立米、1.234%という負担割合が変わっております。以上でございます。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

まず宿直体制でございますが、休憩時間をとられるってことはその間は業務ができない。もし町民の方が来られたら対応ができない。だけど一応町民の方には宿直5時15分から次の日の8時半までというふうに周知しているから、もし休憩時間固定してやるなら町民の方にもその時間はということで周知しないといけないはずなんだ。じゃないと休憩時間と言いながら、町民の方がこの時間に来られたら休憩できない。これはもう労働基準法違反になると。それを委託とは言いながら町がやっていいのかと。そこら辺はどのようにお考えなのか。もし休憩時間できちっととっていただくなら、町民周知しなきゃいけないし、町民周知できないんだったらそれはきちっと2人体制でないにしても1.5人とかね休憩時間をきちっと確保できるようにしなきゃいけない。そこは考えられたんでしょうか。

あと名古屋市の上下水道局に関してももう少しお聞きしたいんですが、木曾川水系の

連絡導ということ事業の計画、徳山ダムについて私も大分わかってるんですが、木曾川水系の連絡導徳山ダムからどっかに持って行くのかなとは思いますがちょっとそこら辺のもう少し詳しい説明いただきたい。

あとプールに関しては言われてわかるけど、学習指導要領の時間数までは指定しない。指定しちゃうたらきちっとやれているのかその点をお聞きしたいと思います。

○総務課長（吉田美穂君）

休憩時間等につきましては、この時間に休憩というふうに特に決めてはおりません。宿直業務につきましては常にお客様が見えるというわけではございませんので、見えない時間等に休憩していただくというような形でやっております。以上です。

○教育長（梶浦寿男君）

時間数につきましては、学習指導要領を踏まえて海部地区で海部カリキュラムという中で時間数が指定されています。それは確認できておりますのでそれに準じた形で進めさせていただきました。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

木曾川水系の連絡導水路の事業に係る説明をさせていただきます。事業の目的といたしましては流量の正常な機能の維持ということで、異常渇水時の緊急水の復旧ということでございます。木曾川水系連絡導水路によりまして、木曾川水系の異常渇水において徳山ダムに確保される水量、流量の正常な機能の維持ということで、異常渇水時の緊急水の補給を図るために、4000万立方メートルの水を一部は長良川を經由して木曾川に導入いたしまして、木曾の成戸地点において河川の環境改善のために流量を確保するというところでございます。工期につきましては、平成18年度から令和18年度までの30年間というところで聞いております。以上でございます。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

宿直体制の件でございますが、一応労働基準法では休憩時間はちゃんと指定して時間を指定し与えなきゃならないとあると私は記憶してはるんですが、今の説明だと適当に空いてるときにとってもらえ、とってくれと。それはおかしい。ただこれは契約している事業者の考えもあるんだろうけど、それを容認するかのようね今の総務課長の発言おかしいと思うんで、これはきちっと訂正をお願いしたいんですが、業務改善もしくは発言の訂正をお願いしたいんですがどうでしょうか。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時25分 休憩

午前10時27分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長どうぞ。

○総務課長（吉田美穂君）

こちらにつきましては、相手の事業者と業務に支障のない範囲で休憩をとっていただくというような形で契約を締結しておりますので、議員のおっしゃるようなことには当たらないかと考えます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第2号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第2、議案第3号令和7年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原です。18ページ19ページの介護サービス等諸費それぞれ増えておりますが、それぞれ要因がわかれば教えてください。次のページの介護予防生活支援サービス事業費も通所型サービス事業費が増えております。これも要因がわかれば、お示してください。

○長寿支援課長（松木田英作君）

19ページ介護サービス等諸費のまず居宅介護サービス給付費、こちらにつきましては訪問系サービス、訪問介護、訪問看護などの利用が当初の見込みより増加しているためでございます。

続きまして施設介護サービス給付費、こちらにつきましては老人保健施設の利用が当初の見込みより増加しているためでございます。

続きまして居宅介護サービス計画給付費、こちらにつきましては先ほどの居宅介護サービス訪問系のサービスであったり施設サービスの増加、介護需要が増加しておりますので計画の給付費が増加しているためでございます。介護予防サービス給付費につきま

しては、こちらも訪問系のサービス介護予防訪問看護の利用が当初の見込みより増額しているためでございます。続きまして21ページ総合事業の通所型サービス事業費こちらにつきましては通所型のサービス、要支援の方に対する通所のサービスでございますが、そちらの利用が当初の見込みより増加しているためでございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第3号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第3、議案第4号令和8年度大治町一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

2番八神議員どうぞ。

○2番（八神太紀君）

2番八神です。208ページ、当初予算の概要のほうでいうと19ページの各種予防接種委託料についてです。当初予算概要のほうでRSウイルスワクチンと高用量インフルエンザワクチンの予防接種というふうに御説明いただきました。これですね普通のインフルエンザワクチンとどのように違うのかっていうことと、見込みですね人数をどれぐらいを見込んでいるのかお聞きします。

続きまして、152ページ福祉バスについてなんですけども、こちら昨年度810万円から、これは約800万円から680万円ぐらいで100万ちょっと下がってると思うんですけども、バス自体は巡回の場所とかは変わっていないかと思うんですけども、こちらの減額の理由をお聞きします。以上です。

○保健センター所長（森本健嗣君）

来年度の予算で組ませていただいております高齢者高用量インフルエンザについてでございます。こちらにつきましては、標準量今現在使われておりますインフルエンザワクチンとの違いということで、大きくは体の免疫反応を引き起こす抗原といったもの、そちらの量が標準量のものに比べて約4倍程度増量されたものということで効果が高いものとなっております。対象年齢につきましては、説明させていただいたとおり75歳以上の希望者ってということでして、ワクチン自体は60歳以上の方が受けられるものということで医療認可を受けておるということでございます。接種見込みの数量につきましては、例年高齢者インフルエンザの打たれる方っていうのが約3,500名ほどおみえになります。その中で75歳以上の方を勘案しまして1,000件分を見込んでいるところでございます。

以上です。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

続きまして152ページの福祉巡回バス運転管理業務委託料、前年度予算と比べて約126万円の減の理由でございますが、契約につきましては契約期間3年ごとに契約更新をしております。令和7年9月にですね令和7年10月の1日から令和10年9月30日のこの3年間の指名競争入札を行って、その結果減額となりましたので入札により減額となったというのが理由でございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

八神委員どうぞ。

○2番（八神太紀君）

インフルエンザワクチンのほうで再質問させていただきます。4倍高いっていう話を今お聞きしたんですけども、これは75歳の高齢者が打っても大丈夫なもので副反応みないなもの前例とか事例はないんでしょうか。あとバスのほうなんですけども、つまり入札ってことは業者が変わるってようなイメージでしょうか。以上2点質問します。

○保健センター所長（森本健嗣君）

副反応についてということで、いずれにしましてもどのようなワクチンにつきましても副反応っていうのは必ずついて回るものというふうに認識しております。その中で国が定期接種認めていく中でいろいろな審議を出される中、そういった副反応も踏まえた定期接種の認可ということで理解しておりますのでよろしくお願いします。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

福祉巡回バスの契約業者でございますが、現行契約している業者とは変更はございません。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

1番池田議員どうぞ。

○1番（池田耕介君）

1番池田耕介です。115、116ページ。2款1項6目企画政策費、企業版ふるさと納税推進事業費マッチング支援業務委託料1100万円計上されております。9月議会だったかな、企業に対して個別訪問等による費用の働きかけを行い企業を紹介してもらえる業務を委託すると説明があったと記憶をしておりますが、初年度今年度はですね8月の下旬から1月31日まででしたかね、募集だったと思いますが、これ実際に議会に対して何件寄附をいただいたかであったり、何件個別訪問等を行っていただいたかというのが示されていないので、来年度の1100万円という数字が妥当かどうか判断がつかないわけですが、

こういった実績をもとに今度は期間が1年間と延びますので、どのように改めて委託先をお願いをしてどう見積もって5000万円かな、恐らく委託料20%と消費税分で1100万円が計上されているのかと思いますが、詳細な積算の根拠の説明をお願いをいたします。

続きまして143、144ページ2款4項5目かな、大治町議会議員選挙費で消耗品費300万4000円と印刷製本費69万7000円が計上されております。前回ですと令和4年度になるのかな、は、消耗品費が220万円と予算書でもありましたが、消耗品費が何が含まれるのかちょっとごめんなさいわかりませんが、令和8年度分の準備をしておくものだと思いますが何を見込んで上げていただいているのか、こちらお伺いします。

続きまして197、198ページ、先ほどの補正でもお伺いしましたが4款1項4目の保健センター費、看護師さん保健師さん助産師さん歯科衛生士さん先ほどなかなか集まらなかったと。募集をしても応募待つ側としては苦しいところかと思いますが、令和8年度は何か対策をされて募集が集まるのかどういった見込みで計上されているのか。以上3点お伺いします。

○企画政策課長（水野 学君）

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託料のお尋ねでございます。こちらにつきましてですと今年度9月補正で計上させていただきまして、お認めいただきまして10月の9日から契約を業者の募集のほう開始のほういたしました。現在のところ5社契約のほうをしておるといふ状況でございます。契約期間中3月31日までの契約期間中でございますので、まだ詳細な状況というのは報告のほうは受けておりませんが、物品の寄附等のオファー等がこれからどういう、町としてどういう要件として必要なのかというヒアリングとかを受けとるような今状況でございます。今のところですねこちらのマッチング企業を利用して寄附に至ったという実績は今のところございません。1100万円の根拠でございますけれども、これも今回で大治町緊急行財政プラン等で積極的な自主財源の確保ということで、こういったところ5000万を目指していこうというところの予算立てというふうになっておりますのでよろしくお願いたします。以上です。

○総務課長（吉田美穂君）

議会議員選挙につきまして、消耗品と印刷製本費の内容としましては、消耗品につきましてはポスター掲示場に係る消耗品ですとか啓発用資材、書籍購入代や選挙の表示物、また胸章などを予算のほうに組んでおります。印刷製本費につきましては投票用紙にかかる印刷代ですとか、郵便等不在者投票の封筒また点字氏名掲示の表示印刷、そういった印刷製本費が組まれております。以上です。

○保健センター所長（森本健嗣君）

会計任用職員の確保についての方策はということですが、基本的な事項ですが町のホームページそれから職業安定所、ハローワークへの求人掲載を行っているところで。現実的にはですね、今勤めていただいている方等の口づてっていうのが本当に今まで

つながってきたところにはあります。そのほか、助産師等によると助産師会等への求人募集ですとか最近では各職員については各養成される学校へ求人を行うこともあるんですけども、パートさん会計任用職員については、口づて、各自自治体からの情報収集っていうのが本当に現実的につながっているところでもあります。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

池田議員どうぞ。

○1番（池田耕介君）

企業版ふるさと納税につままして寄附に至っていないということでしたが、これはあくまでも町の形になるのか何か町として働きかけていく、来年度獲得を目指すのか、その辺りの見込みをお伺いをしたいです。あと先ほどの選挙のほうですね増額に大きく令和4年度から80万円ほど増額になってるところの理由というか、この物価高騰とかその値上がりしているからっていうことなのかそこを教えてくださいたいです。

○企画政策課長（水野 学君）

企業版ふるさと納税のほうでございますけども、来年度の見込みということでこちらに限らず我々が積極的に企業訪問等を実施して、こういった寄附の獲得のほうを目指してまいりたいなというふうに考えております。以上です。

○総務課長（吉田美穂君）

こちらにつきましては4年前と増額しているということですが、議員がおっしゃるとおり物価高騰によるものもございませぬ。また適切に積算した結果、こういった形で予算のほうが増額しております。よろしく申し上げます。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

4番後藤田議員どうぞ。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子でございます。68ページでございます。今回当初予算で上げられたのは今回初めてだと思っておりますが、この制度の内容等をお示しください。済みません、項目はラーケーションの日モデル事業委託金です。

○学校教育課長（太田悦寛君）

ラーケーションの日モデル事業についての御質問です。ラーケーションの日とはそもそも愛知県が休み方プロジェクトというのをやっておりまして、その中で生まれてきたものですね。子供が保護者と一緒に平日に学校外で学ぶということを行える日ということで年間3回まで取ることができるということでございます。その休みを取るに当たりまして、ラーケーションカードというものを学校に提出するんですが、そちらの集計ですとか行うのに先生の負担が増えるということで、事務負担の軽減ということでこち

らの委託金というものがございまして、町のほうではこちらを財源といたしまして今用務員の人件費のほうにあてさせていただいております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

12番林 哲秀議員どうぞ。

○12番（林 哲秀君）

12番林でございます。234ページ土木費のところでですね、12番砂子土地区画整理事業の中で委託料として1300万上がってます。事業支援委託300万これは理解できるんですけど、それで3D都市モデルということで1000万あります。昨日も一般質問で他の議員がですねまだ一生懸命組合をつくってるとこだということでお話がありましたし、いろんな構想がありました。私はねやること自体は賛成なんですけども、まだ組合もできてない、どのような形でいきたいというような構想もないのに、なぜここで1000万の時期尚早なような気がするんですよ。行政の方はよく使われるこれに対するね、これを呼び水にしてみんなを呼び込むという趣旨のことを言われれば、それちょっと僕おかしいと思うんですけど、この1000万に対する、まだ組合もできてない今後組合をつくってかないかないというときに、費用対効果っちゅうのはどうなんですかね。やること自体は僕組合決まってある程度東西南北どっから引っ込むんだというような構想が組合できればある程度これつくってかないかんと思うんです逆に言えば。今AIの時代ですし、バーチャルの時代ですので、つくることはそう難しくないと思うし夢のような都市計画もできると思いますけども、もう少しね考えて、やっちゃいかんことじゃない、どこかでやらないかんと思いますけども、この時期においては全く僕は時期尚早だと思うんだけどどうだね。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

議員のおっしゃいますこの3D都市モデル作成業務委託料でございます。このものにつきましては、国の補助を全て活用いたしまして全額国からの補助がつくものでございます。やるものとしたしましては、建物や道路、地形を3D化するものでございます。区画整理の中におきましては、このシミュレーションを活用して今後、今ある現況の田んぼにあるところが実際にどのように道路ができどのように建物が建ったらこのようになるというようなイメージ、シミュレーションをして地元説明会等を行うものでありますんで、今後必要なものとなってくるのは大前提でございますが一応国の補助を活用してやるものでありますのでよろしく願いいたします。

○議長（若山照洋君）

他に。

林議員どうぞ。

○12番（林 哲秀君）

この費用は今回今やらなきゃ国の費用で出ないのか、今後組合できてやるときに国の

費用が出るのか、どっちかちょっと聞きたいのと、もちろん今課長が言われたように僕大切なことだと思うんですよ。現状今必要なのかということ、こんなことをこういう言葉遣いが「ただだからやろうか」という部分で、何か業者さんとの取引あれば別なんですけども、僕はそういう意味ではね今言ったように必要なこと必要なんですよ。今やらなきゃ国の費用は出ないのか後からでも出るのかという部分と、本当にそれでいいのかという部分を、つくってせっかく1000万いただくわけですから費用対効果というのはどうなると、教えてください。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時49分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

議員がおっしゃることもごもっともだと思います。1000万の国費をいただきまして、この事業を今なぜ行うのかということですが、こちらについては、土地区画の整理費ということで上げさせていただいておりますが、全町的にまずはこのモデル事業というものを行います。特にその中で変化というのはどこが行われていくのかということで、砂子地区を重点的に行っていくという事業になっております。現況私のほうも都市計画そして用途区域のあり方を見直していこうということ発信をしているものがございますから、現状の大治町を見直す、これは砂子のみならず大治町というものが50年たった今、新たな都市計画としてどのようにしていくのかを考えるために、今、国費を使ってこのように今の大治町を、そして今後の大治町を考えさせていただくという費用になると信じておりますのでよろしくお願いいたします。細かい内容については、担当課からお答えさせていただきます。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

補助につきましては一応今年度がシミュレーションまでやって地元説明会までやって補助がおりるというふうになるものになりますので、今現在区画整理をやっているということもあまして、今年度上げるものになります。あとさらに今後でいきますと建物や道路地形などを3D化モデルにいたしますので、今後防災面及び都市計画の面でいきますというんなシミュレーション、洪水対策や浸水対策っていうのにも活用できますんで費用対効果としてはあるものと考えておりますのでよろしくお願いいたします。





○議長（若山照洋）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時17分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。先ほどの質問の中で、砂子土地区画整理事業について質問の中で担当職員に大変失礼なことを発言いたしまして、誠に申し訳ございません。また、町長はじめ関係職員の方にも多大な御迷惑をおかけしました。誠に申し訳ございません。もし許されるなら発言の取り消しをさせていただきたいと思います。あと、その他の質問については、議長などと話し合った結果ですね、発言の取り消しをさせていただきます。以上です。

○議長（若山照洋君）

ただいま吉原議員から発言の取り消しの要請がありましたけど、それに賛成していただける方挙手をお願いいたします。

[挙手 全員]

○議長（若山照洋君）

挙手全員です。発言の取り消しをさせていただきます。

他に質問ありませんでしょうか。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

質問させていただきます。170ページの福祉医療システムについてでございます。これちょっと概要がわからないんでもう少し説明をしていただきたいと思います。あと、174ページのPCBの関係でございます。これ令和9年3月31日までに処分しなきゃいけないとありますが最終年度でやって大丈夫なのか。またほかにはこういうPCB関係なんてないのかということをお聞きいたします。あと184ページの児童虐待に関するものでございますが小規模等保育所職員の関係のことだと書いてありますが、等と書いてある。小規模保育以外にあるのか。結局私も町が許認可をしていることに関してのことかなど、だから県が許認可しているようなのは該当外である。そこら辺ですね、教えていただきたいと思います。

○保険医療課長（水野克哉君）

福祉医療システム改修業務委託料の御質問をいただいております。こちらにつきましては、現在福祉医療ですね、子ども医療から、障害、母子父子、後期高齢者の福祉医療のお持ちの方は、医療機関に受診する際は受給者証を提示すれば一時的な負担がなく、医療費、受診ができるようになっております。これを県内ですね一斉に動いております、9年の4月からできるようにしていこうというところで、都道府県をまたいでも一時的な窓口負担がなく受診ができるようにするための環境の整備というところで、そうすると、公費負担番号と受給者番号というのを再度付番をし直さなければいけない。そういったところの改修にかかる費用を計上させていただいているものでございます。以上です。

○多世代交流センター所長兼介護・認定審査課長（立松 浩君）

PCBを今年度で大丈夫かという御質問でございます。こちらにつきましては法定で令和9年3月31日と処分期限が定められているものでございまして、このたび工事に伴いまして、現在使っている低濃度PCBの変圧器を2台取り外して新たに更新させます。工事の工期につきましてはですね、まだ業者は決まっておりませんが、1月、年内には取り外しができる予定で考えておりますので、その辺りの法令はきちんと遵守してまいりたいと考えております。あとそのほかにあるかという質問でございますが、処分につきましては、多世代交流センター分の今回かえ替える変圧器を2台それから都市整備課が保管しておりますトランス2台とコンデンサー3台、こちらを同時にですね、同日に運搬処理それから処分の委託をかけて全て行ってまいりたいと考えております。以上です。

○子育て支援課長（古布真弓君）

184ページ、児童虐待等審議会委員謝礼について御質問いただきました。こちらにつきましては、市町村が所管行政庁となりますのは、小規模保育事業、子育て短期支援事業、放課後児童健全育成事業、あと令和8年4月から実施されます乳児等通園支援事業が該当してまいります。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

9番松本議員どうぞ。

○9番（松本英隆君）

9番松本です。15・16総括のところなんです。これ、町長のほうにお聞きしたいと思うんですけども、当初予算編成の中ですね、行財政改革によって町単独事業をはじめ全ての事業の見直し、また大幅な歳出の削減、その中でまた下の方で「町民の皆様へのサービスの低下を可能な限り抑えつつ」というふうになってます。この総括のほうを見ると、抑えてあるとあるんですけども8000万円の増になっております。内容的には、民生費とかが増えているのはあるんですけど、この中で土木費と教育費、教育費に関しては約2000

万マイナスということですね。ほかの議員の言葉借りると小学生が約2,000人、中学生が1,000人いるところで、サービスの低下を可能な限り抑えつつということで、町としてどういうサービスを低下させないような感じで、なぜ教育費とかですね土木費に関しても道路とかそこら辺なると思うんですけど、どういう考えでこういう予算になったのかわつてというのはこの概要説明の中では読み取れなかったもので、そこら辺の説明のほうをお願いしたいんですか。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時24分 休憩

午前11時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

まず、財政の編成について全体的などのように、どうしたこの割り振りでしたりとか、編成を大枠を考えていったのかというところで、主に教育と土木というところに視点を着目をしていただいて御質問をいただいていると思います。まず、全体の総額の説明となりますが、こちらにつきましては令和7年度から実施させていただいております緊急行財政改革プラン等々の成果でしたりとか、現状の大治町の財政状況、財政調整基金等の状況を勘案いたしまして、継続的に大治町が進んでいくためにはどのような予算規模そして全体の割り振りが必要なのか各事業においても細かく見直しを行わせていただきました。その中で各項目について、特に土木に関しましては経常経費を50%減とさせていただいております。土木に関してはかなり厳しい予算の枠となっておりますが、教育、福祉が需要増というところでございまして特に福祉の増加が著しい。このために何か抑えなくてはいけないということで、土木に関しては経常経費50%ではございますが、安全対策につきましては可能な限り予算をつけさせていただいているものと認識しております。中でも教育に関しまして減をしている理由といたしましては、昨年度各体育館のほうに空調を当初予算のほうで計上させていただいておりますので、今回は大きな工事がなかったということにつきまして減が大きい理由でございますが、来年度の当初予算お認めいただきましたら、南校舎の実施設計の本設計に入りますので、改修工事に向けて今後教育に関しては今後とも引き続き予算の計上をして、予算額として認めていただきたいとこちらとしては考えております。また全体といたしましては少し増となっておりますが昨年度並みに、本来であれば昨年度よりも予算を圧縮していきたいというのが

本当の思いではございましたが、福祉の需要増いろいろな物価高、人件費の増等々を勘案いたしましてなるべく予算規模を整えていきたい、歳入に見合う歳出規模にしていきたいというのが今回の予算編成の方針でございます。以上でございます。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

松本議員どうぞ。

○9番（松本英隆君）

わかりました。土木費がやっぱり安全というのが一番だと思います。そこら辺は滞りなく、事故とか何か起こってからじゃいけないですのでお願いします。あと各種団体さんとかに補助金とかも一律でっていうふうに話聞いたんですが、これはちゃんとした説明して皆さん納得していただいているっていうふうで思っているんですか。この予算を通す通さないというのは私たちの責任になりますので、そこら辺のこともちゃんと説明のほうで十分していただいているものかということですね。ちょっとそこら辺をお願いします。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時31分 休憩

午前11時32分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

各団体の補助金でしたりとかいろいろな金額につきましても、本当に皆様に御負担や御不便をおかけするという事は重々理解をしながらも、一律削減でしたりとか御協力をいただいております。その中で団体の方には最初に予算の打ち合わせといいますか、見込みをお伝えさせていただくときに御説明はさせていただいておりますが、この予算がお認めいただいた後にまた各団体のほうにはきちんと経緯やそういったもので、そして次の年度以降についても改めて御説明をしていく必要があるとは認識しております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

松本議員どうぞ。

○9番（松本英隆君）

3回目ですね。9番松本です。ある程度説明はしたんですけども、これが通ってから

詳細のほうを説明しに行くことっていうことですね。我々のほうも予算通したっていうことであれば、なぜ通したかっていうのを説明しないといけないんですね、周りの人たちに。私も商工会入ってますのでその人たちに説明とか全部必要になるんですけども。そういうところの前にも一応説明したりとかっていうのは、やっぱり終わってからできないもんですからある程度今の話では当初予算でお話をしたということなんですけど、ただこうなるよだけであって、多分議会を通らないとどうのこうのということをお話されたと思うんですけども、納得していただいたっていうかいうふうに、ほかの団体さんいろんな団体さんあると思いますけども、それはそういう認識で自分たちも今後これを可否する判断材料としては欲しいと思うんですが、そこら辺はどうなんでしょう。

○町長（鈴木康友君）

いただいた御質問の内容について当初予算が成立後に改めて趣旨を御説明を機会を設けてするという形になるかはわかりませんが、予算の成立が今回の見込みを各団体と交渉をする時点で御了承はいただいています。それについては御納得いただけるかどうかというものについてでしたりとか、その金額についての妥当性があるか全て納得していただいているかということについてはまだまだ至ってない部分はあるかとは思いますが、今後も引き続き各団体の皆様方に説明をしていく必要があるかと思っております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

3番手嶋議員どうぞ。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。済みません、大きな話の後に言いにくいんですけども、236ページ中島地区のストックヤード整備なんですけれども、しばらくの間結構そのままにしてあったものを今整備する、どんな整備をして、またこの後整備した後何か計画はございますでしょうか。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

このストックヤードの整備工事でございます。このものにつきましては、現在砂子の防災公園のところ砂の搬入で使わせていただいておりますのを、国道の占用をとってやっておりましたが、占用が来年度で切れますんでそれに伴いまして拡張した部分の戻しの工事ということになります。今現状でいきますと、今、まだ残土があると思うんですけどあれにつきましては、円楽寺排水機場の県がやっている工事の残土になりまして、あれもその期間内になくなるというふうになっておりますので、その後の運用といたしましてはそのままの状態一旦は置いていくということになりますのでよろしくお願いたします。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第4、議案第5号令和8年度大治町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。昨日の一般質問の中でも言われたことなんですが、一般会計、その他一般会計繰入金を令和10年度までやって、その後標準保険税率に持っていくと、だから令和11年度に持っていくんですかね。令和7年今年度からその他一般会計繰入金を入れながらですが保険税を上げてきたと。結局大治町として何年かけて標準保険税率に持っていくのか。ただ国のほうは急激な保険税の上昇を防ぐために6年か7年余裕を持っていいと、その他一般会計繰入金入れていいと、6年か7年か言ってほしいんですが、そこら辺若干乖離がある。なぜ国の認めてる限度までその他一般会計繰入金を入れなかったのか、入れない予定なのかというのを少しお聞きしたいと思います。全体的な方針ですが。

あとですれもう1点は8ページを御覧ください。8ページで子ども・子育て支援納付金分現年課税分で、1649万3000円です。1649万3000円ですね、子ども・子育て支援納付金は来年度しかないんですけど、今年度ないんで、これしか関係の課税分はありません。でも次に40ページを見てください。これは子ども・子育て支援納付金分で2011万6000円です。差額があります。ということは、子ども・子育て支援納付金分、一般財源の中の子ども・子育ての税以外に何か入ってるんでしょうか。じゃないと数字が合わないんでどうでしょうか。その2点お願いいたします。

○福祉部長（大西英樹君）

昨日税率の関係のお話をさせていただきましたが、令和10年度答弁いたしましたのは令和10年度には今乖離の生じている令和8年度の標準税率まで持っていきたいということですが、まだそれまでに、令和10年度までには8、9、10と3カ年ありますので、その3年の間には今から3年後ですね、令和10年度の標準税率というのは、今わからないところではありますが、今までの流れを見るとやはり上がってくるだろうというふうに考えますので、この3年間は取りあえず8年度を目指すと。その後上がってくるようで

あればそこら辺は毎年見直しをしてですね、税率を少し調整していく必要があるだろうというような答弁を昨日させていただきました。

2点目につきましては担当のほうから答弁させていただきます。

○保険医療課長（水野克哉君）

2点目の御質問でございます。8年度から子ども・子育て支援金分を新設させていただいております。そのような中で事業費納付金というものを県に支払っていくわけですが、その中でその他一般会計繰入金といった財源もありますけれども、そのほかにも基盤安定負担金そういった補助金とかですね、そういったものをこの予算の組み立て上医療から順番に積み立てておりますので、子ども医療費はちょっと差額が出ているような状態ではありますが、事業費納付金として合計として考えておりますのでこのような形でつくらせていただいております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他に。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

まず1点目ですが、令和10年度にもう標準保険税率持つてくと。ただ令和10年度2000万一般会計その他一般会計繰入金をするというふうにはちょっとメモがあるんですが、ということはその他一般会計繰入金を入れないと標準保険税率に持っていけないという試算なんですね。かつて行政側か町長はその他一般会計繰入金ゼロにしたら標準保険税率になるというようなこと言われたんですが、何か令和10年度に標準保険税率、ただしその他一般会計繰入金2000万入れた結果なんだと、入れなければもっと高くなるというような説明のように聞こえるんですがそこはどうですか。

もう1点あります。2点目ですが、保険給付費に全部入れちゃってるということですね。それで入れちゃったら一般財源ですね、子ども・子育て支援の税しかないわけだから、その差額はどっから持つてくる。令和3年から少し予算の組み立てを見たんですが令和3年4年は、その他一般会計繰入金を一般財源にしてるから入れられるんですよ。5年6年はその他一般会計繰入金当初予算ありませんでした。令和7年8年で、今年度からですねその他一般会計繰入金を特定財源にしたもんでもう表に出るんで、だったらそれをそれぞれ後期高齢者と介護給付費とか保険給付費とか、あと子ども・子育てとか入れないといけない。その他一般会計繰入金というのを出し、一般財源じゃなくした以上、その他一般会計繰入金を一般財源だったらこの数字出さなくても合っているんでどちらかなんですよ。その他一般会計繰入金を出した以上は割り振らなきゃいけないし、一般財源で行くんだったらそのまま令和3年4年のやり方でいいんですよ。それちょっと組み方が一貫性がないというかおかしいというかちょっとその答弁お願いします。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時45分 休憩

午前11時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉部長どうぞ。

○福祉部長（大西英樹君）

昨日の答弁で令和10年度には2000万円程度の一般会計繰り入れが生じるだろうということで、今の試算はそういうこと今の加入者、それから今の納付金こういったところを想定して計算すると2000万円ぐらい足りないということです。これをないようにしていくということになるとですね、税率をそれ以上上げていくのかどうかというところもありますが、実際には例えば加入者の所得が上がって所得割が例えばたくさん入ってくるというようなことが起きた場合には、税率を上げる必要はないだろうという想定もありますけれども、国保の加入者の現状を見ますとそれも非常に難しいだろうというふうに思います。令和7年度は赤字ということで、一般会計から法定外の繰り入れをいただかないとできない財政運営になっておりますので、これが決算で確定しますと赤字解消計画というのをつくっていく必要があります。これは6年間をかけてどのような繰り入れをしなくてもどのようにやっていくかというようなことが求められてきます。愛知県内ではおおむね半分の自治体がこの計画に載っている。要は保険料だけでは賄えてないというような現状です。大治町の分析といたしましては、県の標準税率というのは収納率が95%程度のを想定した税率となっておりますので、大治町は今のところ収納率がそこまで届いてないというところがございますので、医療費の抑制であったり収納率の向上なり、そういったところを赤字解消の対策として盛り込んでいかなきゃいけないだろうというふうに思っております。ただ、繰り返しになりますけれども、急激な保険税率の値上げというものは、そのときの社会情勢をよく鑑みてやっていかなきゃいけないというふうに考えております。以上です。

○保険医療課長（水野克哉君）

その他一般会計繰入金7700万についてでございますが、こちらについては令和6年度のときにその他一般会計繰入金を補正で計上させていただきました。そのとき、以前は一般財源というところで計上していたものを特定財源として整理させて計上していくという旨を議会のほうで御答弁のほうさせていただいたところがございます。我々この毎月ですね8回に分けて納付金を支払っていくわけでございますが、医療費が幾ら後期が幾ら介護が幾ら子育てが幾らっていうのを毎月一つにまとめてお支払いを県のほうに

していくわけです。今の一般会計繰入金をです、ね、予算上でも内訳を分けるとその上にご  
ざいます先ほど申しました軽減分ですとか、支援分、基盤安定の負担金もそれぞれ、後  
期、介護、子ども子育て支援金分に内訳としてはございますので、つくり上は医療費の  
ほうにあわせておりますけれども、納付金の中でそれを支出していくというところで計  
上のほうをしておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時49分 休憩

午前11時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他にありませんか。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

標準保険税率に持っていったとします。しかし収納率、県が求めているのは95%、町は  
90%かなぐらいで保険税上げれば、これは収納率も上がるのは考えにくいから下がると  
すると乖離がある。また、幾ら保険税たくさんもらえても全部県に保険税を納めなきゃ  
いけないから理論上はね。町がそれで収入が増えるわけではない。今被保険者の数は減  
っていますいろいろな理由で。特に社保に入る人が増えてきているからというものあって。  
その中で県に納める医療費の関係は過去5年間、だから人数が多いとき、保険税を集め  
るときのほうが人数が少ない。だから多くの人数の分も少ない人数で割れば足りなくな  
る。令和10年度標準保険税率でもその他一般会計繰入金を2000万だったかな入れなきゃい  
けないと。令和11年度以降もその傾向は変わらないと。だからその他一般会計繰入金は  
入れざるを得ない、標準保険税率を守るとしたらね。私は標準保険税率に持つてくのに  
反対なんです、それを理解があるのかどうかというのと、あと国は何年間かけて、何  
年間までいいですよと、その他一般会計繰入金言っているんですよ。4年間、6年  
か7年だったと思うんですが、ちょっとそこ特別な理由があればいいと思うんでそこら  
辺答弁をお願いいたします。

○福祉部長（大西英樹君）

今御質問の中で、県の保険税率、人数は多いときというような話でありましたけども、  
県から示されてる保険税率とあわせて、世帯数それから被保険者数の見込みも県か  
ら示されております。令和7年度本算定は5,679人という加入者数でございますが、令和  
8年の県の標準税率を算定する際の人数は5,423ということで、少ない数字で見られてお

りますので、先ほど今、議員が御説明された内容とは少し違うものと私どもは理解しております。あと県の標準税率、つまり標準税率に何年度まで持っていくかというところはですね、今、いろいろと議論されています。県の考え方それから国、特に財務省の考え方というのを、財務省は前倒しというようなお話もあるそうですが、これは国からの情報ではありますけれども、なかなかそこは難しいだろうということで今まだはっきりしたお答えができないというところがございますので、当面は大治町としては来年度示されている令和8年度の標準税率と大きくかけ離れたものを一気に戻すのではなくて、段階的にやっていきたいという考えでございます。以上です。

○保険医療課長（水野克哉君）

赤字の解消の計画です。これは国が言われているのは、原則として計画開始年度から6年以内の期間で定めると言われております。また国で言ってるのと、また県は今第3期の運営方針の中で定めておりますので、先ほど部長が答弁したとおりにまだどこに決まってるかっていうのはまだ決まってないような状況でございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、予算決算常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時00分 休憩

午後0時56分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第6号令和8年度大治町土地取得特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫です。7ページの基金利子ですが、利率ですね、どれぐらいで見てるのか昨年、今年ちょっと両方、ごめんなさい。今年度・来年度どれだけで見ているのかお示してください。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時57分 休憩

午後0時57分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者どうぞ。

○会計管理者兼会計室長（石塚秀樹君）

土地取得の基金利子ですけども、0.6%、来年度を見ております。今年度につきましては、済みません、申し訳ございません。ちょっと手元に資料ございません。また、示させていただきます。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時58分 休憩

午後0時58分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者どうぞ。

○会計管理者兼会計室長（石塚秀樹君）

失礼いたしました。今年度につきましては、0.3%の基金利子を見込んでおりました。来年度につきましては0.6%を見込んでおります。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

休憩お願いしたいんですが。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時59分 休憩

午後0時59分 再開



○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他にありませんか。

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第6、議案第7号令和8年度大治町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

26ページの研修費補助金ですが、介護支援専門員いわゆるケアマネさんですね、この研修は何年に、5年に一遍か何か研修しなきゃいけないと思うんですが、その補助金を今回上げておられます。これどのような経緯で上げるようになったのか、これまでなかった施策だと思うんですが、それは国の方針なのか町の単独事業なのか。これの御説明をお願いします。

あと40ページ、途中の家族介護慰労手当10万円ですが、これはどのような趣旨で何件分、1件当たりどれだけの金額なのかというのとですね、以前お聞きしたところでは1年間介護保険も医療保険も使わない、そういうところが対象になるというような説明を受けた覚えがあります。当然健康な方で受けないと。ちょっと若干説明違えば御指摘ください。当然健康でそういう介護とかね受けなければいいんですが、実際もう私周りの中でも認知症の方でも元気で介護認定を受けてない。本来だったら介護認定を受けて適切な支援を受けたほうがいいと思われる例でもやっぱり使わない。介護保険を使わないという方も見えるんですよ。それを勧めているわけではないと思うんですが、こういう制度自体どういうものかなと思ひましてその点2点質問させていただきます。

○長寿支援課長（松木田英作君）

初めに介護支援専門員研修費補助金でございます。こちらにつきましては7年度から愛知県におきまして地域医療総合確保基金事業この基金を活用しまして、以前までは市町村負担が求められておりましたが、7年度から市町村負担なしで県の補助金だけで活用できるということになりましたので、検討しまして8年度からこの補助金を実施する予定としました。目的としましては、介護支援専門員の資質の確保及び向上を目的とする研修に対して軽減負担を、研修費の軽減負担を図るため補助を交付するものでございます。

次にですね家族介護慰労手当、こちらにつきましては1年間介護サービスを利用されなかった方、要介護の4、5と判定された方で1年間介護サービスを利用されなかった方が対象となりまして、1人分1件ですね10万円となりますが、その1件分を計上しております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんか。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

まず研修費補助金でございますが、どういう事業者で町内なのか。ただ、ケアマネさん介護支援専門員ケアマネさんですけど、その事業所に関しては大治町に許認可権があったのかちょっと今定かじゃないんですが、そういうようなことも関係してるのか、許認可権とか。

あと家族介護慰労手当で要介護4以上で1年間利用しないと。本来要介護度4というのは非常に重くて、やっぱりそれを支援する家族の方の負担も非常に大きい。ただ、当然家族の家庭の問題でございますから、中に入ることじゃないんですが、やはり本来だったら介護保険制度を使って専門家の支援を受けたほうが私はいいいと思うんで、こういう制度をつくること自体、家庭介護これを間接的に奨励しているのではないかと。お金の問題というよりもねというように思うんで、これの考え方ですね。お示しいただきたいのと、ちょっと何ページ調べきてないんですが、100歳大学でですね、来年度から少し方針が変わってくるような講師スタッフなど変わってくるようなことを聞いておりますので、そこら辺の説明をお願いいたします。

○長寿支援課長（松木田英作君）

まず、介護支援専門員研修費補助金でございますが、こちらは町内の介護支援、ケアマネジャーの事業所ですが、居宅介護支援事業所がその従業員であるケアマネジャーさんの研修費を負担した場合、事業所に対して補助するものでございます。指定につきましては町が指定をしております。

家族介護慰労手当につきましては、やはり家族の方の負担、負担は当然ございますが、1年間、要介護4、5という非常に重たい方を介護したということでの慰労するための手当でございますので、そのような趣旨で支給しております。

100歳大学につきましては、令和7年度から開校しまして7年度もうすぐ卒業となりますが、その卒業生が第2期、8年度から始まります100歳大学のサポーターとして運営補助として協力体制が整ってまいりました。またその1期生の中から一部講師をやっていた方も出てきましたので、そのような方たちの協力を得まして今回このような予算となっております。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

まず、介護支援専門員の研修費補助金でございますが、これ要望ですが、令和7年度からね県の負担で市町村負担はないということで、できればこれは町負担もないわけだから、令和7年度から始めてもらいたかった。町負担が生じるならば財政問題等あったんですが、町負担もないということですのでこれは他の事業でもそうですが、町の財政負担がない場合は、やはりこれはいい制度ならばどんどんすぐ取り入れてほしいと。これ要望になりますが。

2点目の家族介護慰労手当でございますが、要介護度4以上で1件10万というお話ですが、ということで1件しか予算組んでいないという過去補正予算組まれたことがなかったんで、今まで支給実績もあったのか、だし支給実績も余りないし、こういう家族介護を間接的に強いるというように思われるような手当の支給実績もないようだったらほとんどないようだったら、これはもう廃止したほうがいいんじゃないかと。ちょっと令和8年度1年間ちょっと検討していただいてそれは考えていただきたいというふうに思います。以上2点お願いいたします。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時09分 休憩

午後1時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉部長どうぞ。

○福祉部長（大西英樹君）

1点目の補助金については、年度途中ということで補正を対応するかということがありますけれども、基本的に補正は必要最低限というふうには思っておりますので、制度設計をよく考慮して、今回は令和8年度から実施していきたいということで、担当のほうもよくこの制度の財源の確保の仕方、

それからどういう支給対象になるのか、補助要綱の検討ですね、そういったところも準備させていただいての予算編成と令和8年度からということでお願いしました。それから慰労手当につきましては、確かに議員おっしゃるような、誤解をされる方もいるかもしれません。ただこの制度自体は介護保険を使わないことを奨励しておるわけではないんですけれども、いま一度、今年度少し内容もう一度よく検討させていただきます。

以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております。議案第7号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第7、議案第8号令和8年度大治町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。来年度保険料率等の改定が広域連合でされます。見てると所得割率は下がっていますが、均等割ですね、所得割率は子ども・子育て支援金を足しても下がっておりますが、均等割額は上がってるし、子ども・子育て支援金積もればもっと上がるということで、被保険者1人当たりですね、負担は平均でしか出てこないと思いますが、負担はどういうふうに変わっていくんでしょうか。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時12分 休憩

午後1時13分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保険医療課長どうぞ。

○保険医療課長（水野克哉君）

済みません、お時間いただきましてありがとうございます。後期の保険料率8、9年度に改定されます。1人当たりの平均保険料6年度7年度が1人当たり10万3381円のところ、令和8年度9年度につきましては、軽減後の金額でございますが10万8544円というところで広域連合のほうで試算をされております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原委員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

広域連合で試算しているっていうのは、広域連合全体なんですか。  
大治町ではなくて。

○保険医療課長（水野克哉君）

はい、愛知県全体でございます。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。  
吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

当然大治町予算出していて、保険税として保険料か後期高齢保険料としてどれぐらい入る。被保険者何人いる。だから1人当たり大治町の平均も出るはずだと思うんですが、そういうデータを持ち合わせていない。広域連合は当然全体で試算しています。大治町も予算組むに当たって保険料の総額はやっている、被保険者の数がわかる。だったら割り算するだけなんですが。やっていないんなら仕方ないでやっていたら教えてください。いや全然今もう今ねやることでもないんでいいです。はい、済みません。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時14分 休憩

午後1時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
保険医療課長どうぞ。

○保険医療課長（水野克哉君）

失礼しました。大治町の1人当たりの保険料につきましては10万1013円でございます。  
以上です。

○議長（若山照洋君）

それどっち、8年ですか、8年度だそうです。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第8、議案第9号令和8年度大治町下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

吉原経夫でございます。下水道の予算に関する説明書ですね、4ページお願いします。下水道使用料は昨年7年度より増えています。その他営業収益が非常に下がってるんですが、当初予算に比べて。これは新しく下水道を増やす距離が短いからなんですか。

あと次の5ページの企業債ですが、企業債は昨年令和7年度当初予算より半減ぐらいしていますが、令和7年度予算、土木費は50%にするということですから、結果令和7年の実績見込みとほぼ同じぐらいだということなんですか。

○下水道課長（後藤丈顕君）

4ページのその他営業収益でございますけども、今年度令和7年度におきましては、この収益といたしまして下水道の下流流域の広域化、また共同化事業で海部管内の管を点検・修繕する業務を、発注が各市町で順番に当番制で発注することになってございます。令和7年度におきましては、発注が大治町でございましたのでその分の負担、各市町からの負担金が入ってきてございましたので、令和8年度につきましては、発注する事務局が他市町に行きますので、その分の負担金が減るものでございますのでよろしくお願いたします。あとですね5ページの企業債でございます。議員が言われましたように、工事費が削減に伴いましてその分の起債も同時に減額になるものでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

まず今の営業収益の件でございますが、予算概要書の中で営業収益等が減っているという記載があったと思うんですよ。今確認します。少しお待ちください。営業収益ですね、営業収益、下水道使用料等として、前年度当初比何とかに対して前年度10.5%の減だと。10.5%の減なんですけど、それこれだけ読んでると収益が下がっちゃうね、収入が減っちゃったと。でも今お聞きすると、工事の発注するに当たって令和7年度大治町が当番だから他市町村の負担金も入って収入も増えるので支出増えると。それは均等だと思うんですけど、これですねやはり10%減と収入10%減と読むと大丈夫なのかと思っちゃうので、そこら辺でできればこの概要書の説明のところにおいても、令和7年度はこういう理由で増えたけどそれがなくなったとか書き加えていただけると誤解することもないん

で、そこら辺はですねこれから概要書の説明でも、一部事務組合とか何かいろいろ当番によってその年度だけ予算が増えるという例は、要望です。ちょっとそれは全庁的に、全庁的にお願いしたい。この要望だけでいいです、はい。全庁的に要望なんで。

○議長（若山照洋君）

他にありませんか。

12番林 哲秀議員どうぞ。

○12番（林 哲秀君）

12番林 哲秀でございます。29ページのですね雨水対策マスタープラン策定に2500万上がるとるんですけどが、説明の中で、河川施設、下水道施設、土地改良施設の整備とあります。意味はわかるんですけども、それぞれ町としてどういうことをやっていただきたいのかということを中心に御説明願いたいのと、下水道自体が5割以上配管されておれば、今言った集中豪雨だとかゲリラ豪雨だとか線状降水帯は2割以上はけるんですけどもその状態じゃないと。その中でね、下水道勘定ですから、下水道勘定の中でね、この河川の施設をどう結びつけて土地の改良をどうするかということをやっと具体的に分かるよう説明ください。

○下水道課長（後藤丈顕君）

今回このマスタープラン作成業務を計上してございます。このものにつきましては、先ほど議員おっしゃられた河川、水に関することですね。河川、下水また排水機場施設等々の今ある役割等を改めて全体で総合的に考えて何が今対策が求められているのかというところ、今回のこのマスタープランで計画を立てながら、今後の雨水の対策を中長期、短期と分けながらそれぞれ明確にしていきたいなというふうに考えているものを作成したいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○12番（林 哲秀君）

だから先ほど言いましたようにね、下水道が5割以上引いてあれば、主幹でも何でもいいんですけども、大抵のやっぱ2割ぐらいはね線状降水帯だとかゲリラ豪雨はいけるんですよ。昨年僕も非常に気にしてますので河川のことは、11月12月でちょっと足で歩いてデジカメ持ちながらどこに排水があるだろうということで調べてきました。自分の調べたことは済田さんと八神さんにお話ししてあるんですけど、まだちょっといろんなところ当たりにやいかんもんですから6月には報告できないんです。9月頃したいと思うんですけど、実は私としてはですよ、下水管を引いていただければよっぽど池にならん限りは使えるんですよ。今現状大治町の排水、側溝見てもね、なかなか下水道と結びつけてそれを大量に排水をすることは難しいと思うんですけども、そこら辺のことを下水道事業管理者としてはどのようにプランを練ってみえるのか。これは土木のことあったらまた土木のほうで話がつくと思うんですけど、なぜここで下水道の勘定の中でねこういう排水、いいことなんすよ雨水の排水するということは非常にいいことなんですけど、

結びついていくのかという状況をお伺いしたい。

○下水道課長（後藤丈顕君）

今ですね議員がおっしゃられました水についてはですね、河川また下水については下水の雨水管またそれにかわるものとしては処理貯留槽施設等々のもので、施設がござい  
ます。そういったものも含めまして何が一番効果的なものかというものを一度この計画  
で作成をしながら、今後の取り組みに生かしていきたいなというふうに考えております。  
以上です。

○12番（林 哲秀君）

私は大賛成のプランでございまして、ぜひアバウトができたところで教えていただ  
きたいんですけど、非常に大治町御存じのように海拔ゼロメートルで、もう排水に関し  
ては、側溝だとか川3つしかないんですけど、小糠田と円楽寺と西條と。だからそこで  
その中でどうしていくかということは非常にこれからも大切だと思いますけども、ぜひ  
プランを、概略が決まりましたら一度お知らせ願いたいと思います。

○議長（若山照洋君）

質問ではないですか。

○12番（林 哲秀君）

大丈夫です。

○議長（若山照洋君）

他にありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第9、議案第10号大治町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とし  
ます。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

1番池田耕介議員どうぞ。

○1番（池田耕介君）

1番池田耕介です。後に出てくる条例も同じかなと思います。公示の方法の見直しだ  
と思いますが、文言で「不特定多数の者が閲覧することができる状態」とともに、当該  
行政庁の事務所の掲示、掲示場に掲示したまたは、電子計算機の映像面これインターネッ  
ト上かと思いますが、「不特定多数の者が閲覧することができる状態」というのがちょ  
っとどういった状態になるのか、これ今町中に立っている掲示場が要らなくなるという

ことなのか何を指しているのかを御説明お願いしたいです。

○総務課長（吉田美穂君）

こちらにつきましては現在実施に向けて検討をしている段階でございますが、他市町村の事例で見ますとホームページを活用した事例が多く見られておりますので、本町もそういったことも考慮しながらさまざまな方法を検討して実施できるようにしていきたいと考えております。また、掲示場のほうもですね、引き続き利用者の利便性デジタルデバインドへの配慮の観点からですね、掲示場のほうも引き続き4カ所のところですね、引き続き行っていきたいと考えております。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

池田議員どうぞ。

○1番（池田耕介君）

この方法のこの前段部分のこの「不特定多数の者が閲覧することができる状態」というのが何を指すかお伺いをしたいですとともにの後ろの部分はあるのではこの前段部分の説明をお願いします。

○総務課長（吉田美穂君）

不特定多数ということの御質問ですが、こちらにつきましては先ほども述べさせていただきましたホームページでの活用ですとか、掲示場での利用ということで考えております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

1番池田耕介議員どうぞ。

○1番（池田耕介君）

これ何か書面か何かにするとか何かこの文字に起こすとかそういったことを指しているっていうことで理解でいいですかね。

○総務課長（吉田美穂君）

はい、議員がおっしゃるとおりそういったものをホームページや掲示場に設置することになります。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。先ほどの議員言われましたように、今まで掲示場を利用してたのを掲示場とホームページなど両方活用していくということと、それ以外は条文の条項のずれとか平仮名を漢字に直す改正かなと思いますが、今、まだやり方を検討し

ているということですが、普通ですら条例つくと公布の日から施行するとか、3月31、4月1日からとか、これ5月21日なんですよ。法律の施行に間に合ってるのか、もしくは大治町やっぱりまだ検討今のお話を検討中だったから間に合っていないから5月21日なのか、そこら辺はお願いします。

○総務課長（吉田美穂君）

施行日についての御質問です。こちらにつきましては、デジタル規制改革推進一括法が令和5年6月16日に公布され、附則の中で公示送達制度の見直しに係る改正関係については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行とされております。このたび令和7年12月17日に施行期日を定める政令が公布されまして、国が書面規制を定めた行政手続法の一部改正の施行日について令和8年5月21日と定められたため、大治町の行政手続条例の施行日につきましても5月21日とさせていただいております。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第10、議案第11号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

少し教えていただきたいんですが、前回同じような議案が出されたときですね。町長・副町長は、国家公務員かなんかでも準じてやったんだけど町長に関しては年間800万ということ変わらないと。副町長はいないから変わらない財政負担ない。教育長に関しては一旦改正はしたのか、だけど実質的には据え置いたという措置だったんですよ。今回、町長副町長に関しては国が言っているとおりだと思うんですが、教育長に関してはこれはどうなんでしょうか。

○総務課長（吉田美穂君）

教育長の期末手当につきましては、財政状況を見ながら町として判断していきたいと考えておりますので、今この場で据え置くかどうかについての答弁は差し控えさせてい

たきます。

○11番（吉原経夫君）

いや、この条例上はどうなっているんすか、条例上。だから町長・副町長は前回改定したけど上げたけど町長は800万で変わらない、そういう規定が優先する。副町長に関しては実質今いないから影響がない。教育長に関しては据え置いたと。今回この条例の内容としてどうなって、ちょっと僕読み取れなかったんでこの条例は。

○総務課長（吉田美穂君）

こちらにつきましては、特別職の国家公務員の給与改定に準じ令和7年度の人事院勧告どおりの改正を行っておりますので、前回条例改正で附則で据え置くというようなことを載せさせていただきましたが、今回は国に合わせて、同じように改正をしております。今後、期末手当、令和8年度の教育長の期末手当を据え置くかに関しましては、まだ、決まっておりますのでここで答えすることはできません。以上です。

○11番（吉原経夫君）

吉原議員どうぞ。

お話わかりました。だから国家公務員に準ずることで今んとこ上げてるんだけど、ただ実際支給日はもうちょっと先なんで、町の財政状況を見ながらそれは考えていくということだとわかりまして、今の段階では国家公務員と同じように上げていくと。あと財政状況、これは町全体で考えられて決めていくということ間違いはないでしょうか。

○総務課長（吉田美穂君）

議員のおっしゃるとおりです。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務建設常任委員会に付託します。

日程第11、議案第12号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原経夫君議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

通勤手当の改正でございますが、前までは条例で決めてたのを今回規則に変えていると。これも国の方針なのか大治町の方針なのかということと、駐車場で5,000円というこ

とでこの駐車場はどういうことなのか。今、役場の駐車場、職員の方借りておられると1カ月3,000ちょっと3,000か4,000忘れたんで教えてほしいんですけど、そういう金額がかかっていると聞いております。その分なのか、通勤の途中で違うところで借りる駐車場なのかというのと、あと最後に通勤手当、駐車場等ですねこれは実費弁償、費用弁償だから所得税がかからない、税金がかからない状態なのか。以上、お聞きしたいと思います。

○総務課長（吉田美穂君）

今回駐車場の料金を規則のほうで定めるという改正につきましては準則に合わせて同じように改正をしております。今後駐車場料金につきましてはどのようにしていくかにつきましては現在総務課のほうで検討している段階でございますので、具体的にどのようにしていくかにつきましてはお答えがちょっとこの場ではできませんが、近隣自治体ですとか県内の自治体の状況を踏まえ、規則や要綱を改正した上で適切な方法で運用していきたいと考えております。通勤手当につきましては、2,000円までは課税が、全額が課税されますけれども、それ以降につきましては所得税の非課税限度額というのが定められておりますので、そこを超える部分については課税がされるという認識でおります。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんか。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

まず通勤手当、条例を規則に変えたのはなぜなのかというのと、通勤手当2,000円までが課税2,000までが、2,000を超えた分に関して限度額があつてそこまでの分は非課税という説明でわかりました。駐車場に関しては役場としての駐車場か、違う例えば電車で行く人が駅で駐車場借りてるとか、例えばの例ですが、そういうのがあるのかなのか、そこで駐車場規定まだつくってないのか。あと、今うち職員の駐車場3,000か4,000だったと聞いてるんですけどその負担はなくなるのか。前駐車場料金引き上げなり考えられたときにちょっとそれを私おかしんじゃないかと、ずっと前に言わせていただいた経緯があるんですが、今、国もやっぱりそういうところ職員に負担させるのオかしいと言ってるのか。あと、もっと言えば小中学校の先生方も駐車場あるんですが、あれは駐車料金払っているのか払っていないのか。払ってたらまたそれも整合性ですね。ちょっとそれ議題外になるかもしれませんが、はい、お願いします。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時38分 休憩

午後1時38分 再開



○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、どうぞ。

○総務課長（吉田美穂君）

こちらにつきまして、まず条例ではなく規則で駐車場代、駐車場料金を定める……、通勤手当のほうですね、こちらにつきましては規則で定めているのは国にあわせて改正をしております。駐車場代につきましては検討している段階で、議員がおっしゃる駐車場代は駐車場利用協力金という形で職員に納付、納めていただいておりますが、こちらの取扱い等につきましてもですね、今現在検討している段階でございますのでこの場で答弁はいたしかねるということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○学校教育課長（太田悦寛君）

小中学校の教職員に關しましては駐車場協力金のほうは徴収しておりません。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となつています議案第12号は、総務建設常任委員会に付託します。

日程第12、議案第13号大治町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。この第20条の改正、公示送達については行政手続の先ほどの条例改正と同じことかなと思ひますが、納税証明事項これは第20条のところからずれてきたから変わったということでしょうか。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

20条の3の改正につきましては、20条におきまして今回施行規則が規定されております。その關係上第20条の3についてはその規定の整備をしたというものの改正となっております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、総務建設常任委員会に付託します。

日程第13、議案第14号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

特に特定継続世帯の保険税についてお聞きしたいんですが、これもともと何か基準があって、何分の幾つとか何%とかで規定してると思うんですが、やはり特定継続世帯幾つか計算してみると端数が生じてるようなんですよ。端数処理、切り捨てなのか切り上げなのか四捨五入なのか、そこら辺ですねどういうふうにやってるのかということと、そこら辺基準っていうのはしっかりそのあるんでしょうか。

○保険医療課長（水野克哉君）

まずこの特定継続世帯についてですが、国保世帯から後期に変わるというところで、同じ世帯に国保の方、後期の方がお見えになる場合にまず特定世帯ということで、5割軽減がかかってまいります。それが5年間でございます。引き続き特定継続世帯ということで3年間同じような状況が続けば、特定継続世帯というところで軽減がかかってまいります。そのような中で、特定割世帯は5割です。特定継続世帯は7割5分というところの割合になってまいります。端数につきましては特に法で定められておりませんが、被保険者寄りというところで試算のほうは計算のほうはしております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

ちょっと幾つか少し計算してみたらですね、特定世帯5割2分の1にする形で割り切れる。特定継続世帯は4分の3にするからちょっと割り切れない場合はあります。そしてたら四捨五入をしてやったんだ。計算でもあって四捨五入にして切り捨てられた0.5の人が残っていて、だから今の説明だと被保険者のためにするのなら、全部切り捨てなきゃいけないと思うんですが、そこら辺ですね、場面場面で変えてっちゃいけないんで、しっかりそれはどういう方針でなんですか。これからやっぱり統一し、全庁的に統一してい

かなきゃいけないと思うんですがそれは。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時44分 休憩

午後1時53分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの通勤手当の件で少し答弁漏れがあったそうなので、総務課長のほうから報告をいただきます。

総務課長どうぞ。

○総務課長（吉田美穂君）

済みません、先ほどの答弁に関して少し漏れがございましたのでこの場でお伝えさせていただきます。通勤手当につきましては、2キロメートル未満につきましては全額課税になりますが、それ以外の距離に関しては、距離に応じて課税されない限度額非課税限度額が決まっているということになりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○保険医療課長（水野克哉君）

済みません。またお時間いただきまして済みませんありがとうございました。特定世帯と継続世帯の軽減額の計算につきましてはそれぞれ均等割・平等割がございまして、そこからその金額をもとに軽減額を出します。四捨五入をした後に軽減額を出しております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

ですから四捨五入ですから0.5だと切り上げになるということで、被保険者のためになってないというふうに思います。例えばそういう四捨五入でいくっていうのはそれで統一すればいいと思うんですが、ただ、他の部分、今はたまたま国保税だけですが、他にに関してはそれは町の方針、ちょっと議題外になるかもしれないけど、やっぱり町として課税なり保険料納付になればやっぱり端数の扱いが統一しなきゃいけないと思うんで、それはちょっと議題外になるかもしれませんが、町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（若山照洋君）

町長答えられますか。議題外ですが。今後の課として全体としての方針、四捨五入を

どうするかっていう。また、今、あれならまた後でお願いします。

他にございませんでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第14、議案第15号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

1 番池田耕介議員どうぞ。

○1 番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。受益者負担という考え方の中で現状利用料に関しては減免となっている団体が幾つかあるかと思います。通常の体育館など、体育館・柔剣道場の利用に関しては、もちろん電気をつければ電気代もかかりますが、そこまで大きな金額ではないかと考えますが、空調を使う場合、積もり積もれば大きな金額になってくるかなと思います。こちらも利用料と同じように減免になるのかお伺いをしたいのがまず1点目。

続いて、施行日が令和8年5月1日からとなっておりますが、それ以降借りる際に申請をすれば、どの季節でも自由にというか借りる人の判断で使うことができるのか。季節はある程度限られるのか。これによってその年間で利用される頻度というか回数というかが関係してくるかと思います。あわせて申請した後に、例えば当日急に暑いからやっぱり使いたい。借りて使わないほうはお金払っても別に使わないっていうことができ、つけなければいいのかと思います。やっぱり使いたいっていう形、もともとの条例にはこの利用料の徴収の時期は使用の許可を受けたときって記載をされていますが、暑くて事故などがあってもいけないかなと思いますのでここはそのままがいいのかについてお伺いをします。

最後もう1点。そもそもの話になりますが、この使用料及び手数料条例の中の別表で示している施設、空調使用料を取っている施設もあれば取っていない施設も、公民館だったりとか、コミュニティセンターであったりとか、こちらについても現在見直し中なのかそうじゃないのかわかりませんが、中には同じように運動という用途で使われている場所もあったりしますから、そちらも同時にではなくですね今回こちらの体育館の空調使用料を先に徴収をする、施設の間で空調使用料かかるかからない差が出るっていう改正をするそもそもの経緯について、以上3点お伺いしたいです。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

今回のですね体育館及び柔剣道場の冷暖房使用料の条例を上げさせていただきました。こちらの使用料の減免に関しての質問でございますが、空調使用した場合も今減免対象となっているのが、例えばスポーツ少年団ですとか社会福祉協議会等が借りれば、減免にはなる内規で定めておりますが、空調使用した場合もこちらは減免になるものでございます。

続きまして、施行日5月1日以降どの季節でも使えるのかということですが、基本的には冷房が一番使われるかなと夏のシーズンが一番体育館、柔剣道場の使われるかなというのは想定しておりますが、5月1日以降であれば冷房でも暖房でも季節にかかわらず使用することはできます。続きまして、申請のときは空調いらないよという話があつて当日やっぱり使いたいというようなそういう御質問ですが、今ですねスポーツセンターの施設メインアリーナ等としても、当日やはり使いたいわというお声もあります。その辺りは臨機応変に使えるようにはしておりますので、体育館ですとちょっと距離があるという部分もありますが、できる限りですねその辺は申請者の意見を尊重して使わせてあげられるようなそんな運用を考えております。

あとですね、今回体育館に空調を新たに新設して、こちらの部分のみ使用料徴収するということにはなりますが、こちら今回設置された空調設備は新たなですね、既存のものではなくて付加的設備となりまして、使用料、ガスや電気代などを今回からまた新たに維持管理費が発生していくというのもありまして、受益者負担の観点から空調使用時の使用料を新たに徴収させていただくものでございます。また他の施設につきましては現在行財政改革の中で、うちのスポーツセンターの施設も含めて使用料の見直しを行っているものですが、今回は体育館につきましては新たに付加的設備ということで先行して使用料の徴収を行うものでございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

大治町立大治小学校体育館だけですね半面の金額、だから西小・南小そうじゃないですよ。だから広さが大分違うのか、もともとあれは小学校二つに仕切れる、分けれるからそういう設定になってるのか。これ、大治小学校だけ半面で同じ金額になってるんで、そこら辺はどういう根拠なんでしょうか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

大治小学校の体育館につきましては現在使用料は半面ずつということで、使用料を設定しております。こちらはですね、面積も違ってございまして、大治小学校はほかの小学校に比しまして面積も大きいもんですから、コート2面分が確保できるというのもありまして半面ずつの利用となっております。他の小学校につきましては、1面しかとれな

いというのもありますので、そこで区分けはされているというものでございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第15、議案第16号大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

2番八神委員どうぞ。

○2番（八神太紀君）

2番八神です。この誰でも通園制度ですね、大治町で実際に実施する園はどこになるでしょうか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

ただいま認可の申請を調整しているところでございますが、今2園と調整を進めているところでございます。

○2番（八神太紀君）

その2園は名前は教えていただけないということですかね。2園今進めてるってことなんですけども、その場合ですね利用料、前の6月議会ですかね、いただいたやつだと利用者に対しては支援給付金を支給するというふうにあるんですけども、ちょっと条例の中でうまく読み取れなかったのと、またあと保育士の不足が多分全国的な問題になってると思うんですけども、その2園と話してる中でそういった現場への負担ですねそういうのはどういうふうになってるのでしょうか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

現在調整している誰でも通園の制度のやり方といたしましては、一般型で一時預かりと一体型でやるってというような形で調整をしております。ですので職員の負担につきましては最小限の負担で実施できるものと考えております。以上です。

○議長（若山照洋君）

2園というのは報告できない。まだ。

○子育て支援課長（古布真弓君）

まだ正式な。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。ごめんなさい。

○子育て支援課長（古布真弓君）

済みません、利用料でございますが利用者から徴収する料金につきましては、国から参考を示されているものが今300円という形で示されておりますが、こちらにつきましては事業者が決定できるというところもあります、国が示しての300円となっております。町から補助といいますか出す金額につきましては、来年度、ゼロ歳児1,700円、1,2歳児が1,400円で予定をしております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。この条例ですが令和7年6月議会で初めてつくった条例で、まだ大治町実施していないのにもう改正になると、国がそういうふうに変えてきたからだと思うんですが、結局見ていると事業者が事業所が変わり、条件が要件が変わり、防止が禁止に変わる。言葉が少し変わっているなど、ほかにどのような点があるのでしょうか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

今回の改正につきましては、第13条の虐待等の禁止に関しまして通告の義務が発生することになります。そちらにおきまして令和8年4月から事業スタートとなりますので、今回の改正としております。よろしく願いいたします。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

通告はそれは他の予算なんかでも出てきてるんでわかるんですが、この法第33条の10第1項各号の中に通告の義務が入って、だから防止ではなくて禁止に変わったと言葉が、そういう法律の条文が引用が変わってきてるからその中に落とし込んでることなんですか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

今回の改正につきましては議員がおっしゃられるように字句の修正っていうものも含まれております。第13条につきましては児童福祉法の第33条の10第1項に被措置児童等の定義に乳児等通園支援事業が追加されたことによるものです。その法律第33条の12条に、被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見したものは通告しなければならないという定義になっているものでございます。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第16、議案第17号大治町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

この個人住民税のこれは非課税じゃなく控除だと思うんですが控除額が引き上げられて、そうすると介護保険ですね介護保険料に収入不足が見込まれるために従前のやり方でやるということですが、次回の介護保険料の改正のときには、当然、国の新しい控除額で算定していくのかどうか、その点お願いします。

○長寿支援課長（松木田英作君）

今回の条例改正は令和8年度の保険料の算定に限りですので、次期計画の9年度から始まる保険料につきましては税制改正後の基準に基づいて算定していくものとなります。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第17、議案第18号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原経夫議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。補償基礎額が増えているということは理解できますが、補償基礎額の加算、配偶者、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるも

のを含むと、これが除かれています。配偶者の加算から除いたとこれはどのような意図があるのか。というか配偶者がある方が基礎額が減ることになるんですがそこはどうでしょうか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

配偶者の基礎額が減額というかなくなることですね。こちらにつきましては、国家公務員の扶養手当が段階的に廃止されることに伴いまして、今回改定されるものでございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

国家公務員の配偶者の扶養手当が減っていく、段階的に減ってきますが、その分、何か増やしていく何かことはあるんじゃないかなと思うんですよ。一方で減らすだけじゃなくて。ちょっとこれを見ると配偶者のある方が基礎額が減ってしまうと何かこれだから基礎額、第5条関係を増やしたのかもしれませんが、これ国はどのように説明をしているのでしょうか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

今回の改定で、配偶者については改定されて廃止されるんですが子供ですね、これに関しては増額されるという改定になっております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第18、議案第19号令和7年度大治町一般会計補正予算（第8号）及び日程第19、議案第20号損害賠償の額を定めることについては、相互に関係がありますので一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号については、予算決算常任委員会に、議案第

20号については、文教厚生常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時14分 散会